

2024年12月24日

金融審議会
資金決済制度等に関するワーキング・グループ
座長 森下 哲朗 先生

永沢 裕美子

本日開催の第7回を、所用のため欠席させていただきます。

つきましては、事務局から提示されている報告書案に対し、特にクロスボーダー収納代行に関する意見書が提出されていまして、書面にて意見を提出させていただきます。

- これまで、金融審議会では、利用者保護の向上や公正な競争条件の確保の観点から、金融規制をより機能的・横断的なものとする事、そのために、同一の機能・同一のリスクに対しては同一のルールを適用することを基本原則として、金融規制の見直し・整備を進めてきたという認識であります。従いまして、クロスボーダー収納代行に関して、資金移動業に類似した行為が認められる場合には、まずは、資金移動業としての登録を求めるという考え方に賛同いたします。もっとも、イノベーションを阻害することがないように、規制は、その行為のリスクに応じた必要最小限のものであるべきです。そのためには、資金移動業の規制のさらなる柔構造化が必要なのかもしれません。ところで、規制というと、ビジネスの阻害要因と受け止められがちですが、利用者（特に消費者）にとっては、政府が関与してくれていることが安心感となります。そうした安心感があってこそ、サービスの普及につながるのではないのでしょうか。
- 決済は、他の金融分野に比べて、問題が起こってしまうと被害が広範囲に及び甚大となるおそれがあるばかりでなく、信頼の回復が容易ではないように思われるため、問題が起こらないようにすることが極めて重要であると考えます。従って、立法事実の発生が確認されてから法規制を検討するのでは遅きに失することになると考えます。決済の分野については、プロアクティブな対応が強く求められます。国民の立場としては、いざというときに当局が実態を把握できる状況にしておいてほしい、そのためには、事業者の所在や連絡先を当局が把握し、何かあった時には報告を求める権限を有しておいてほしいと思います。

- 実務実態に関する調査が不足しているというご指摘はその通りと思います
が、調査を終えてから規制の是非を検討するという対応では、繰り返しますが、遅きに失することになるように思います。複雑化が進む決済ビジネスの実態をよく見ながら具体的な規制対象を検討していく必要があることは言うまでもありませんが、その検討においては、事業者の方々が積極的に当局に協力し、利用者が安心して決済サービスを利用できるような制度づくりに取り組んでいただくことを強く希望いたします。

以上